## 佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県代表監査委員規程(昭和39年佐賀県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県代表監査委員 久 本 智 博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(代表監査委員の処理する事務)	(代表監査委員の処理する事務)
第4条 代表監査委員は、次の各号に掲げる事務を処理するものと	第4条 代表監査委員は、次の各号に掲げる事務を処理するものと
する。	する。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
	<u>(4) 職員の時間外勤務を命令すること。</u>
<u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> 略	<u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> 略
(事務の委任等)	(事務の委任等)
第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務	第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務
局長に委任する。	局長に委任する。
(1) 略	(1) 略
(2) 職員の旅行を命令すること。	(2) 職員の旅行 <u>又は時間外勤務</u> を命令すること。
(3)~(8) 略	(3)~(8) 略
2 · 3 略	2 · 3 略

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。